

平成23年 第2回定例会

6月14日から17日までの
会期で開催され、災害復興
関連を中心に、多岐にわ
たり審議が行われました。

一般議案に対する 議案審議

平成23年度一般会計補正予算（第1号）（第2号）

問 公民館等施設災害復
旧事業の七十七万二、〇
〇〇円の中に、谷貝分館
は入っているのか。
答 設計委託で入ってい
ます。
石堀等の災害廃棄物の処理
問 瓦れき処分費予算の
一億三、〇〇〇万円は業
者に見てもらったのか。
答 災害廃棄物処理の予
算計上は、近隣市の事例
をもとにしており、数量、トン数は、市独自で積算
したものです。また、廃棄物の委託
処分方法については、市内の業者と
の協議で行っています。
問 大和地区「阿
部田」の旧河川の
埋め立てに使えれ
ば処分費も安くな
るので、県でも考
えてもらえるので
はないか。
答 旧河川の埋め



3地区合わせて約1万8,000トンの災害廃棄物

立ては、今の阿部田橋の
上流側にストックしてあ
る土を処理すると県から
聞いています。また、各
地区からの要望で、砂防
になっている浚渫工事
や、そういうものを処
理する場所がないことな
ど、それらを合わせた中
で、埋め立てをしていく
という回答を土木事務所
からいただいています。

平成二十二年 一般会計 補正予算（第七号）

問 災害復旧事業費の総
額と、一般財源からの市
の持ち出し分の合計額
は。
答 災害関連の総額は約
一億五、三〇〇万円
です。内訳は国・県補助が
四億七、七〇〇万円、起
債が四、五八〇万円、一
般財源が一億一、七〇〇
万円です。
問 道路橋梁災害復旧費
二、〇〇九万九、〇〇〇
円と他公共施設災害復旧
費岩瀬庁舎火の見塔撤去
等九六三万七、〇〇〇円
は、災害復旧の補助が出
るのか、市の持ち出しな
のか。
答 地方債、起債を起こ
して充たさせ、交付税算
入で後で受けるというこ
とです。

市税条例の一部改正

**東日本大震災に伴う市税
条例の一部改正**
問 課税免除額はかなり
の額になるが、その分交
付税で処理されるのか。
答 収入額が減れば基準
財政需要額は多くなるの
で、その分交付税が増
える計算式は成り立ちま
す。
被災証明書の発行
問 被災証明を受ける要
件は。
答 三月十一日に市内で
被災（建物崩壊、塀、門扉
損壊、備品、家具の損壊、
断水、停電）された方は
全員対象になると考えて
います。発行は市役所総
合窓口課になります。

平成二十二年 農業集落排水事業 特別会計補正予算（第四号）

問 放射能汚染につい
て、桜川市の汚泥はどう
処理されているのか。
答 五月二十日に脱汚
泥を測定した結果、ヨウ
素が四・四ベクレル、セ
シウムが八十四ベクレル
であり、現在処理施設か
らの搬出を自粛して保管
しています。

国民健康保険条例の 一部改正

出産育児一時金を三五万円
から三九万円に改正



国民健康保険税条例の一部改正

課税限度額の引き上げを行うものです。医療分の限
度額を五〇万円から五十一万円に、後期高齢者支援分の
限度額を一三万円から一四万円に、介護納付金分の限
度額を一〇万円から一二万円に改め、総額で四万円の
限度額の引き上げを行います。

問 条例改正によって、
国保税の収入はどれくら
いのアップが見込まれる
のか。
答 総額で一、〇〇〇万円
程度だと考えています。
問 今回の改正によっ
て、最高限度額は幾らく
らになるのか。
答 四十歳以上の方で、
七三万円から七七万円に
なります。

ひとり親家庭等 入学祝金支給 条例

問 高等学校に入学しな
い子の場合、その条例に
は該当しないのか。
答 中学校入学、高校入
学に当たっての祝金とい
う形で支給するもので、
入学に伴う費用の支度金
の一部に充てていただ
く趣旨のものです。あく
までも入学祝金というこ
とで対応していきたいと
思っています。
問 入学してから、中途
退学した場合はどうなる
のか。
答 入学が決まった段階
で支給するので、中途退
学は想定していません。
規則でももう少し細かく検
討していきたいと思いま
す。



真壁伝承館の設置及び管理等に 関する条例

問 公民館の性格も持つ
ていることになっている
が、政党の講演会などに
も使用できるのか。
答 すべての活動ではあ
りませんが、市政報告会、
時局講演会等については
使用できると考えていま
す。
問 市民ロビーの使用料
が一日五〇〇円というこ
とだが、その内容は。
答 ロビーの一部に展示
スペースがあり、そこを
使用する場合は、一日五〇
〇円を徴収する考えです。
問 真壁の祇園祭を運営
している世話人制度の組
織は、宗教団体に当たる
のか。
答 はつきりと宗教かど
うかの確認はとっていま
せんが、宗教ではないと
思っています。
問 使用料の減免は。
答 条例では基本的な考
え方を示していますが、
今後、規則や運用の基準
等をつくり出すので、細
かいことは、その中で決
めていきたいと思ってい
ます。

公民館の設置及び管理等に 関する条例の一部改正

問 大和地区の公民館の
削除は分かったが、紫尾、
谷貝、樺穂の三公民館を
削除していないわけは。
答 紫尾、谷貝、樺穂は、
真壁町時代に中央公民館
の分館として各小学校区
に設置しており、大和地
区の地区集会所とは性質
の異なるものです。